次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
届出を要する事項は、放送法施行規則別表第七の一号、第七の二号又は第七の三号の表に掲げる事項（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。以下同じ。）の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類（別表第七の一号の表に掲げる事項の変更に係るものにあっては、その写し一通を含む。）を遅滞なく提出して行うものとする。	［同上］

区分	提出書類
［一　略］	［略］
［二～六　略］	一　放送法施行規則第六十六条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの ［二　略］
［七　略］	［略］
［八・九　略］	［略］

区分	提出書類
［一　同上］	［同上］
［二～六　同上］	一　放送法施行規則第六十五条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの ［二　同上］
［七　同上］	［同上］
［八・九　同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百二十三号

放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令（令和七年総務省令第九十三号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

令和七年九月十九日

総務大臣　村上誠一郎

一　平成二十三年総務省告示第二百七十四号（電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法を定める件）

二　平成二十三年総務省告示第二百八十三号（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第四条第一項の規定による電磁的方法により提出することができる書類及びその提出の方法を定める件）

附　則

この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○財務省・農林水産省告示第二十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とする。 二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え九年以下	年一分四厘五毛

償還期限	利率
五年以下	年一分一厘五毛
五年を超え六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛